

令和3年度 いすみ市創業者空き家活用事業補助金交付希望者募集要領

いすみ市創業者空き家活用事業補助金交付希望者の選定については、本募集要領によるものとする。

1 事業名

いすみ市創業者空き家活用事業

2 目的

空き家の有効活用を図るため、市内に存する空き家を改修し、創業する者を募集する。

3 担当部署

〒298-8501 千葉県いすみ市大原7400番地1

いすみ市役所 企画政策課 移住・創業対策室

[TEL] 0470-62-1332 [FAX] 0470-63-1252 [E-mail] uji@city.isumi.lg.jp

4 申込書等の提出方法等

市内の空き家を改修し、創業する者は、以下に従い、創業者空き家活用事業補助金交付希望申込書（以下「申込書」という）、創業計画書、プレゼンテーション資料を提出すること。

なお、プレゼンテーション資料は、Microsoft社の「Power Point（パワーポイント）」で作成し、資料とデータの両方を提出すること。

(1) 提出期限：令和3年6月18日（金）必着

(2) 提出場所：上記3の担当部署に同じ

(3) 提出方法：メール又は郵送

5 補助金交付候補者選定に係る審査に関する事項

(1) 審査については、申込書及び創業計画書並びに任意資料を基に提案を行い、事業概要等について審査する。

(2) 選定については、別に定める審査要領を基に審査を行う。

(3) 審査会は、以下の日程で実施する。

①日時・場所 令和3年6月29日（火）

（日時の詳細は、募集締切り後に個別に通知する）

いすみ市役所 大原庁舎 4階 産業建設常任委員会室

千葉県いすみ市大原7400番地1

②所要時間 一人30分程度（プレゼンテーション20分、質疑10分）

③機材等 審査会のプレゼンテーションに必要な備品（ノート型パソコン [OS:Windows10、Microsoft Office]、レーザーポインター、プロジェクター、スクリーン等）はいすみ市が用意する。

- ④留意事項 審査会において、事前（上記提出期限まで）に提出された資料以外の提示、配布は認めない。
- (4) 審査結果については、補助金交付候補者が選定され次第、速やかにすべての補助金交付希望者に対して通知する。

6 その他

- (1) 補助金交付候補者選定後の各種申請書等の提出については、いすみ市創業者空き家活用事業補助金交付要綱に定めるとおりとする。
- (2) 審査会終了後、本募集要領等の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。